

令和3年8月吉日

「小・中学生総合保障制度」「自転車総合保障制度」ご加入の保護者の皆様へ

徳島県 PTA 連合会
会長 井本 友子

学校から貸与された学習端末（タブレット端末）の 破損・紛失・盗難の補償について

平素より PTA 活動にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

本年度から「徳島 GIGA スクール構想」が実施され、当団体でも貸与端末の補償についてのお問い合わせが多いことから、「小・中学生総合保障制度」「自転車総合保障制度」にご加入の皆様を対象にこのご案内をお送りすることにいたしました。

学校から貸与された iPad や各種タブレット等の学習端末を使用中に破損・紛失・盗難事故が発生した場合、現在ご加入の「小・中学生総合保障制度」、「自転車総合保障制度」の個人賠償責任補償（受託品賠償責任補償）で補償されます。補償内容についての「よくあるご質問」をご紹介します。

よくあるご質問

質問) 学校からの貸与端末を破損した場合補償されますか。

回答) 学校からの貸与端末を生徒や同居の家族の方が破損した場合に、法律上の賠償責任が発生した場合、お支払いします。(個人賠償責任補償(受託物賠償))。但し、わざと壊した(故意)場合や貸与端末を卓球のラケット替わりに使うなど本来の端末使用目的と違うことで破損した場合は補償されません。

質問) 火災・自動車保険の特約にある個人賠償保険も含め、全ての個人賠償保険で貸与端末破損補償されますか。

回答) “貸与端末”等 PC の破損等については、補償されない個人賠償特約もあります。加入している保険会社に補償の有無の確認が必要となります。本制度の個人賠償は補償の対象となりますのでご安心ください。

質問) 学校の授業中に児童・生徒が貸与端末を壊した場合は補償されますか。

回答) 授業中は、原則学校の管理責任となるため、一般的には生徒に法律上の賠償責任が発生しない場合が多く、そのような場合には個人賠償責任保険では補償の対象とはなりません。

一方、休み時間や放課後、登下校中に端末を破損した場合は、一般的には生徒に法律上の賠償責任が発生する場合が多く、そのような場合には個人賠償責任保険で補償の対象となります

質問) 貸与端末をなくした(紛失)場合に補償されますか。

回答) 紛失されて、児童・生徒や保護者に法律上の賠償責任が発生した場合に補償をいたします。

※詳細は取扱代理店にお問合せください。

「小・中学生総合保障制度」「自転車総合保障制度」取扱代理店

株式会社 TIS&トータルプランニング

〒770-0852 徳島市徳島町2-22 TISビル2F

TEL.088-622-7151 / 0120-217-219 (通話料無料) FAX.088-622-7288